

# 福岡県公報

平成26年12月12日  
第3653号

## 目次

### 告示(第1019号-第1025号)

- 福岡県の特産工芸品の指定 (観光・物産振興課) …………… 1
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) …………… 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) …………… 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 2
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3

### 公告

- 落札者等の公示 (総務事務センター) …………… 4
- 土地改良区が行う土地改良事業計画変更の認可 (農村森林整備課) …………… 4
- 建設業の許可の取消し (建築指導課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 二級建築士事務所の監督処分について (建築指導課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6

### 公安委員会

- 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警察本部交通規制課) …………… 6

### 雑報

○危険物取扱者試験の実施

(消防防災指導課) …………… 6

## 告示

### 福岡県告示第1019号

福岡県の特産工芸品を次のように指定したので告示する。

平成26年12月12日

福岡県知事 小川 洋

名称	八女すだれ
伝統的な技術又は技法	(1) 節の幅が均一になるよう竹ヒゴを揃え、色を揃えること。 (2) すだれ織機に1本1本手作業で竹ヒゴを入れていき、経糸をねじりながら足で踏み、編んでいくこと。 (3) 縁をすだれ生地到手作業で縫い付けること。
伝統的に使用されてきた原材料	八女地域の天然竹を使用した竹ヒゴ
製造される地域	八女郡広川町、八女市

### 福岡県告示第1020号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成26年12月12日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
像居96	新生堂薬局 東郷まりし店	宗像市東郷六丁目2-1	H 26・10・1	居管・予居管
八女居87	やめの杜デイサービスセンター	八女市本1154-8	H 26・8・29	通介・予通介

八女居88	やめの杜ヘルパー ステーション	八女市本1154-8	H 26・8・29	訪介・予訪介
八女居94	やめの杜Ⅱデイ サービスセンタ ー	八女市本1154-10	H 26・8・29	通介・予通介
春居102	ヘルパーステー ションゆうゆう	春日市春日二丁目27	H 26・9・1	訪介・予訪介
宮居92	グループホーム やまぶき	宮若市沼口976-1	H 26・11・1	短生・認共・ 予短生・予認 共
女居32	アドニス広川介 護センター	八女郡広川町大字新代1349	H 26・10・1	訪介・予訪介

## 福岡県告示第1021号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年12月12日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕支37	メディカルサポートケ アプランセンター	糟屋郡宇美町宇美四丁目4- 1-3丸和メディカルビル4F	H 26・10・31
京居121	ヘルパーステーション なでしこ菟田館	京都郡菟田町大字尾倉2990-1	H 26・9・30
京居122	デイサービスセンター なでしこ菟田館	京都郡菟田町大字尾倉2990-1	H 26・9・30

## 福岡県告示第1022号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年12月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 今屋敷
- 2 区域の所在地 八女市立花町白木字今屋敷、字難ヶ倉、字平野
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から14号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と14号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
八女市立花町白木字今屋敷	1030番1	1号
	1031番2	2号
	1042番1	3号
	1043番	7号
	1047番	8号
	1044番	9号
	1038番	10号
	1023番1	11号
	1026番	12号及び13号
	1030番3	14号
八女市立花町白木字難ヶ倉	1122番	4号
八女市立花町白木字平野	1051番	5号及び6号

## 福岡県告示第1023号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
田川郡添田町大字落合字ヤシキノ上4402の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第1024号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年12月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所  
糟屋郡篠栗町大字篠栗字桐ノ木谷844から846まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第1025号**

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年12月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
田川郡添田町大字津野字屋敷ヶ谷5608・5609の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

# 公 告

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年12月12日

福岡県知事 小 川 洋

1 案件名

デジタル印刷機（備出20）

2 調達物品名及び数量

デジタル印刷機一式

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

4 落札者を決定した日

平成26年11月13日

5 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

理想科学工業株式会社 理想福岡支店

(2) 住所

福岡市中央区大名一丁目8番10号

6 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

29,077,086円

7 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

8 入札公告日

平成26年10月3日

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成26年12月12日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	事業名	認可年月日
山川地区土地改良区	維持管理事業	平成26年12月1日

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成26年12月12日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分をした年月日

平成26年11月25日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
山一建設工業株式会社	北九州市小倉北区中井1-29-21	山本 誠一郎	平成24年4月27日 福岡県知事許可（特-24） 第72423号

3 処分の内容

土木工事業、とび・土工事業、ほ装工事業に係る特定建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

山一建設工業株式会社は、建設業法違反（不正な手段による建設業許可の取得）で、平成26年9月16日に福岡地方裁判所小倉支部から罰金100万円の宣告を受け、同年10月1日にその刑が確定しており、建設業法第8条第8号の欠格要件に該当するに至った。

このことは、同法第29条第1項第2号及び第5号に該当する。

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月12日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

（第三工区）田川郡糸田町川宮1887番5、1887番14の一部、1888番4、1889番6、1892番8、1892番11、1892番14、1896番2、1897番3、3724番4、3724番20、3724番22から3724番25まで、3724番27の一部、3724番35及び3726番3

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県知事 小川 洋

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月12日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字新津字古大内1597番4から1597番16まで、1598番71及び1598番72

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町大字新津1598番地

社会医療法人 陽明会

理事長 川内 彰

**公告**

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定に基づき、建築士事務所の閉鎖を命じたので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により公告する

。

平成26年12月12日

福岡県知事 小川 洋

## 1 処分をした年月日

平成26年12月3日

## 2 処分を受けた建築士事務所の名称等

名 称	所 在 地	開設者の氏名	登 録 番 号 等
悠建築工房株式会社 二級建築士事務所	筑紫野市原田四丁目 2-10	穴見 敏幸	二級建築士事務所 福岡県知事登録 第2-40147号

## 3 処分の内容

平成27年1月1日から建築士事務所の閉鎖3月

## 4 処分の原因となった事実

悠建築工房株式会社二級建築士事務所の管理建築士である穴見敏幸は、平成26年9月9日に大阪府知事から建築士法第10条第1項の規定により、業務停止3月の懲戒処分を受けた。このことは、同法第26条第2項第4号に該当する。

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月12日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡みやこ町国作字行司田117番1、117番2及び189番1

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡みやこ町国作120番地

有限会社 フクトク

代表取締役 野村 和宏

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月12日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
大牟田市新勝立町二丁目4番1及び新勝立町三丁目5番15
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
大牟田市大字今山4368番地の3  
社会福祉法人 キリスト者奉仕者  
理事長 川野 直人

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月12日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
古賀市千鳥六丁目1616番4及び1616番5（第一工区）
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福津市花見の里三丁目21番3号  
青谷 仁三

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会規則第9号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成26年12月12日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 高速自動車国道の部東九州自動車道の項中「行橋市大字吉国字塚原209番8」を「京都郡みやこ町下原字長光370番2」に改める。

### 附則

この規則は、平成26年12月13日から施行する。

## 雑報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された危険物取扱者試験について、次のとおり公示する。

平成26年12月12日

一般財団法人消防試験研究センター

理事長 鈴木 良一

- 実施種類  
甲種、乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類）及び丙種
- 受験地、試験会場、実施年月日

受験地	試験会場	実施年月日
北九州地区	北九州市八幡西区自由ヶ丘一丁目8 九州共立大学	平成27年3月1日（日曜日） 午前10時00分から
福岡地区	福岡市東区松香台二丁目3-1 九州産業大学	
筑後地区	久留米市御井町1635 久留米大学御井学舎	
筑豊地区	田川市伊田4395 福岡県立大学	

- 受験申請期間及び受験申請先

申請方法	受験申請期間	受験申請先	摘要
書面申請	平成26年12月18日から 平成27年1月13日まで （締切日消印有効）	（一財）消防試験研究センター福岡県支部 福岡市博多区下呉服町一丁目15 ふくおか石油会館3階	郵送もしくは 窓口持参

電子申請	平成26年12月15日9時 00分から 平成27年1月10日17時 00分まで	(一財)消防試験研究センター <ホームページアドレス> <a href="http://www.shoubo-shiken.or.jp">http://www.shoubo-shiken.or.jp</a>	
------	--	---	--

## 4 受験願書等の配置場所（書面申請の場合）

（一財）消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部

## 5 問合せ先

（一財）消防試験研究センター福岡県支部

郵便番号 812-0034

福岡市博多区下呉服町一丁目15 ふくおか石油会館3階

電話番号 092-282-2421